

平成20年9月19日

市場分析監視室の設置について

経済産業省商務情報政策局商務流通グループ商務課に、平成20年9月19日付けで「市場分析監視室」を設置し、商品市場における相場操縦などの不正取引の監視体制を強化します。

1. G8北海道洞爺湖サミットや安心実現のための緊急総合対策において、うたわれているように、商品先物市場の透明性向上のための取組が求められており、投機の過熱や相場操縦等への対応の必要性が高まっています。
(参考1) G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言(抄)
(参考2) 安心実現のための緊急総合対策(抄)
(参考3) 原油価格の推移
2. このため、本日付で商務情報政策局商務流通グループ商務課に「市場分析監視室」(室長:小山商務課長)を設置し、商品市場における相場操縦などの不正取引の監視体制を強化します。
3. 具体的には、我が国及び外国商品市場の相場情報及び関連する現物市場の需給状況や在庫情報を収集し、必要な分析等を行います。また、資源エネルギー庁等の協力を得て、特に監視の必要性が高い原油、石油製品等について、現物市場の需給状況を踏まえた効果的な監視を行います。
併せて、近日中に、経済産業省ホームページに不正取引に係る情報提供窓口を設置します。
4. これらを通じ、相場操縦などの不正取引が発見された場合には、商品取引所法に基づき、商務課の法執行担当部門が報告徴収・行政処分その他の措置を適切に行うこととなります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局商務課長 小山

担当者: 木尾(企画調整担当) 小川

電話: 03-3501-1511(内線 4211)

03-3501-6683(直通)

(参考 1)

G 8 北海道洞爺湖サミット首脳宣言 (仮訳) (抄)

1 4 . (中略) 我々はまた、商品先物市場の透明性の向上のための各国の関連当局の努力を歓迎し、関連当局の間の更なる協力を奨励する。

(参考 2)

安心実現のための緊急総合対策 (抄)

原油市場等の透明性の向上

- ・ 各国との市場監視協力体制の構築、商品投資状況のモニター及びこのための関係省庁会議の設置等を通じた、原油、農産物等の商品先物市場の透明性向上

(参考 3) 原油価格の推移

